別表１

理事長専決事項

１、職員（施設長を除く）の任免に関すること。

２、債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。

３、設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲以内のもの。

４、工事又は製造の請負については、２５０万円未満の契約。食料品、物品等の買入については、１６０万円未満の契約を締結すること。

５、基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出で１００万円未満のもの。

６、運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に堪えないと認められる取得価格が１件５００万円未満のものの処分に関するもの。

７、予算上の予備費の支出。

８、寄付金の受入れに関する決定（法人の運営に重大な影響があるものを除く）。

９、役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。

11、施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。

12、職員の昇給・昇格に関すること。

13、行政官庁からの定例又は簡易な事項に係る照会に関すること。